

那智勝浦町不良空家等除却補助制度

☆老朽化した空家を解体する所有者等に対して、補助制度を設置します。申請される方は那智勝浦町 建設課までお申し込みください。

《申請について》

- ・ 申込期間：令和7年5月7日（水）～令和7年12月1日（月）まで
※毎月末に、当月中に申請いただいている空家の中から補助の対象となる空家を決めます。予算がなくなり次第、締め切らせていただきますので、希望される方は早めにお申込み下さい。
※申請書の様式は町HPで取得していただくか、建設課までお越しください。
- ・ 補助金額：空家の解体費用の2/3（上限50万円）
※解体費用には動産の移転・処分費、門塀等の工作物の解体費は含まれません。
- ・ 補助件数は10件を予定しています。
※予算がなくなり次第、締め切ります。

【申請者の条件】

- ・ 空家所有者（空家に共有の所有者がいる場合、その方の同意が必要です）
- ・ 空家所有者の相続人（相続人が複数いる場合、他の相続人全員の同意が必要です）
- ・ 空家所有者の同意を得ている土地所有者
- ・ 町税（固定資産税、町民税等）を完納していること

【空家の条件】

- ・ 那智勝浦町内にあり住居その他の使用がなされていない建物で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されるもの
- ・ 那智勝浦町不良空家等除却補助金交付要綱に基づいた不良度の測定基準による不良空家と認められるものであること
- ・ 周辺環境に悪影響を与えている若しくは与える恐れがある危険な状態であること

【不良空家除却後の固定資産税減免制度について】

- ・ 不良空家を解体し、減免条件を満たした上で申請いただくと、翌年度からその土地の固定資産税について減免が受けられます。
減免の条件、金額、期間、申請方法につきましては、那智勝浦町ホームページをご覧ください。また、那智勝浦町税務課までお問合せください。

○不良空家除却補助制度お問合せ先

那智勝浦町役場 建設課 管理係

TEL：0735-52-0560

kensetu6@town.nachikatsuura.lg.jp

○固定資産減免制度のお問合せ先

那智勝浦町税務課 課税係

TEL：0735-52-1094